

個人向け住宅ローンの適用保険料率の在り方の検討について

1 昨年度の検討結果

- (1) 信用リスクに応じた保険料率の導入について、農業関係資金については基金協会と議論した結果、農業近代化資金、公庫資金（農業改良資金、青年等就農資金を除く）、スーパーS 資金の3 資金については、ACRIS により算出されたデフォルト率による保険料率を令和 2 年度から導入することとされた。
- (2) 一方、生活関係資金については、
- ① 令和 2 年度から適用する見直しは行わないこととする
 - ② ただし、個人向け住宅ローンについては、与信システムを活用して複数の保証料率を適用している基金協会がある一方、与信システムを未導入の基金協会もあることを踏まえ、保険料率の在り方を検討することとされた。

2 検討経緯

- (1) 信用リスクに応じた保証・保険料率導入については、もともと農業資金について検討していた。
- しかし、
- ① 農業資金については、基金協会は農業者に対し基本的に一律の保証料率を適用している実態の上に、信用基金は一律の保険料率を設定していた、
 - ② 一方、生活資金、例えば個人向け住宅ローンについては、すでにいくつかの協会は与信システムを活用し、信用リスクに応じて段階別に複数の保証料率設定を行っていた。

このため、信用リスクに応じた保証・保険料率の農業資金への導入について、従来の方針がとり得ず、これまでと違った方針を検討するのであれば、農業資金だけでなく、個人向け住宅ローンについて、基金協会が適用している保証料率体

系を参考に、信用基金の保険料率に複数の料率を適用することを排除する必要はなく、むしろ、生活資金の方が導入条件が整っていると見られる面もあるのではないか、との問題提起を行った。

- (2) しかし、昨年度は農業資金の保険料率の在り方のみを結論づけることとし、生活資金の保険料率の在り方については、今年度に検討を先送りすることとした。

3 検討状況

- (1) 懸案であった農業資金への本年4月からの信用リスクに応じた保険料率の導入が図られたことから、生活資金への導入の検討の必要性は低くなっていると考えるが、課題がなくなっているわけではないという認識から、現時点で選択肢としては①から③の3つの案が考えられる。

- ① 全ての県に複数の保険料率を適用することを検討する
- ② 現在個人向け住宅ローンに複数の保証料率を適用している基金協会に対してのみ、基金協会が設定した段階に応じて異なった保険料率を設定することを検討する
- ③ 基金協会系統で統一の保証審査システムを構築するという動きもあり、それを踏まえて対応することを検討する

- (2) これらの3案について、メリット・デメリットを整理し、基金協会の意見を聴きつつ、結論を得ることとしたい。

4 今後の予定

令和2年10～11月に農業信用保証保険事業・組織問題検討会で議論いただき、令和2年12月に開催予定の会議（全国常勤役職員会議）において、基金協会との間で最終的結論を得る予定。